

# 一般社団法人 越谷青年会議所定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人越谷青年会議所と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県越谷市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成
- (2) 地域における問題の調査研究
- (3) 国際相互理解の促進及び国際社会への貢献
- (4) 地域環境の保全又は自然環境の保護及び整備
- (5) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上
- (6) 国政並びに県政及び市政の健全な運営の確保

2. 前項のほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 会員の意識の啓発、指導力の啓発、知識の習得、能力の開発及び教養の向上を図る事業
- (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3. 前2項の事業については、越谷市及びその周辺において実施する。

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人には次の会員を置く。

- (1) 正会員 越谷市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する年齢満20歳以上40歳未満の品格ある青年。ただし、正会員である

年度中に40歳に達した者及び直前理事長は、当該年度中は正会員の資格を有する。

- (2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、特別会員となることを希望する者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助することを望む個人及び団体

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

#### (入 会)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 正会員以外の会員に関する事項は、理事会において別に定める。

#### (入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

#### (退 会)

第9条 会員は、所定の退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (会員の権利)

第10条 正会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の目的を達成するために必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

#### (会員の義務)

第11条 会員は、この定款に定めるもののほか、定款その他の規定を遵守しこの法人の目的を達成するために必要な義務を負う。

#### (除 名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 会費の納入義務を履行しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の日から7日以上前までに、その旨を当該会員に通知するとともに、当該会員に除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第13条 第9条及び前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したとき。
- (2) 会員が破産手続開始決定を受けたとき。
- (3) 会員が後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失う。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(役員)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事12名以上24名以内
- (2) 監事 2名
2. 理事会は、その決議によって理事長を1名、副理事長を5名以内、専務理事を1名、財務理事を1名選定し、必要に応じて副専務理事、副財務理事若干名を選定することができる。
3. 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 監事は、理事を兼務することができない。
3. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人業務を分担執行する。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括し、副専務理事は専務理事を補佐する。
5. 財務理事は、専務理事の指示により財務を統括し、副財務理事は財務理事を補佐する。
6. 理事長、専務理事及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第19条 理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
2. 監事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
  3. 前2項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  4. 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員辞任及び解任)

- 第20条 理事及び監事は、所定の辞任届を理事長に提出することにより、辞任することができる。
2. 理事及び監事は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、解任することができる。
  3. 第12条第2項の規定は、前項の理事及び監事を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第12条第2項中「会員」とあるのは「理事及び監事」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。

(直前理事長)

- 第22条 この法人に任意の機関として直前理事長を置くことができる。
2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長の経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
  3. 直前理事長は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、解任することができる。
  4. 第12条第2項の規定は、前項の直前理事長を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第12条第2項中「会員」とあるのは「直前理事長」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。
  5. 直前理事長は、無報酬とする。

(顧問)

- 第23条 この法人に任意の機関として顧問を3名以内置くことができる。
2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
  3. 顧問は、その知識経験を生かし、この法人の業務の運営について助言を行う。
  4. 顧問は、無報酬とする。

(事務局)

- 第24条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長1名及び必要な職員を置くことができる。

3. 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。
4. 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等に関する事項については理事会において別に定める。

## 第 5 章 総 会

(総会の構成)

第25条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第26条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事長候補者の選出
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(総会の開催)

第27条 総会は通常総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、9月及び12月に開催することとし、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が招集を必要と議決したとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上から、理事長に対し、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第28条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも14日前までに正会員に通知しなければならない。
4. 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、理事長又は正会員のうち理事長の指名した者がこれ

にあたる。

(総会の議決権)

第30条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数及び決議)

第31条 総会決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散

(6) その他法令又は本定款で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面議決権の行使)

第32条 総会に出席できない会員は、法令で定めるところにより、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2. 前項の表決があった場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、理事長、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名が署名捺印する。

## 第6章 理事会の設置及び構成

(理事会の構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4. 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

5. 理事長が必要と認め、かつ理事会の承諾を得た会員は理事会に出席し、理事長の指名により意見を述べることができる。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な職員の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な法令で定める体制の整備）
  - (6) 一般社団・財団法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

(理事会の開催)

第36条 理事会は、原則として毎月1回以上開催する。

2. 次のいずれかに該当する場合に臨時理事会を開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 前条第2項第2号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事が、臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事、各監事、直前理事長、各顧問に対し通知を発しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
6. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の互選により議長を選任する。

(理事会の議決権)

第39条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(理事会の決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く

理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長、監事、当該理事会において議事録署名人に選任された理事2名は、これに署名又は記名押印しなければならない。

2. 理事長が理事会を欠席した場合は、前項の規定における理事長を出席した理事と読み替えて準用する。

## 第7章 例会、室及び委員会

(例会)

第42条 この法人は、全会員をもって構成する例会を原則として毎月1回以上開催する。ただし、理事会の決議により変更することができる。

2. 例会の運営は、理事会の定めるところによる。

(室及び委員会の構成)

第43条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために、理事会の議決を経て室及び委員会を設置する。

(室及び委員会の構成等)

第44条 室及び委員会の構成、運営等については、理事会が決定する。

## 第8章 資産及び会計等

(資産の管理)

第45条 資産は理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び毎事業年度終了後3カ月以内に開催する通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表



- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類は、主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(財産の団体性)

第49条 この法人の会員は、その資格を喪失するに際し、この法人の財産に対し、いかなる請求もすることができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第50条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得た上で、総正会員の3分の2以上に当たる多数の同意を得なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ同意を得なければならない。

(帳簿及び書類の備え付け)

第51条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置いておかなければならない。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業報告書及び計算書類
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2. 会員は前項各号の帳簿及び書類をいつでも閲覧することができ、理事長は正当な理由なくしてその閲覧を拒むことはできない。

3. 第1項第1号ないし第3号、第8号及び第9号の帳簿及び書類は、一般の閲覧に供するものとする。

4. 第1項各号の帳簿及び書類は、法令に別段の定めがあるものを除き主たる事務所に10年間備え置くものとする。ただし、第1号及び第4号の書類の保管期間は永年とする。

## 第9章 情報の開示及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公 告)

第54条 この法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって、変更することができる。

(合併)

第56条 この法人は、総会において総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第57条 この法人は、法令の定める事由によるほか、総会において総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって、解散することができる。

(剰余金の分配の制限)

第58条 この法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第59条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第60条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は瀧田貴夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記をおこなったときは、第46条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日をその事業年度の末日とし、一般社団法人設立の登記の日をその事業年度の開始日とする。
- 4 この法人設立期日に特例民法法人越谷青年会議所の会員であった者に係るこの法人への入会金及び設立初年度の会費は第8条の規定にかかわらず納入義務を免除する。

平成26年12月 5日一部改定